

令和7年度水稻渇水対策等支援事業の募集について

(農業経営基盤強化(高温対策等)事業)

近年、夏期の水不足の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の渇水に対応するため、農業経営の基盤強化に資する機器の導入等を支援します。

1 事業内容

■対象品目

水稻

■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
次に掲げるものとする。ただし、令和7年産対象品目に使用し、かつ令和7年4月1日から令和7年9月30日までに納品又は実施されたものに限る。 ○ 農業用揚水ポンプ （1実施主体あたり2台までに限る） ○ 上記の設置に必要な機器等 （燃料代は除く） ○ 給水車の配車 ○ その他知事が特に認めるもの	事業費（税抜）×1/2以内 【事業費5万円（税抜）以上対象】	補助対象事業者当たり 【上限10万円】

■事業実施主体

(1) 農業経営体（※1）：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人

(2) 3戸以上の販売農家（※2）で構成する団体（※1、※3）

※1：水稻において、10ha以上若しくは集落の80%以上の面積を耕作又はその受託を行う場合に限る。

※2 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

※3 水稻の生産、販売、受託、共同機械利用のいずれかを目的とする団体



■補助要件

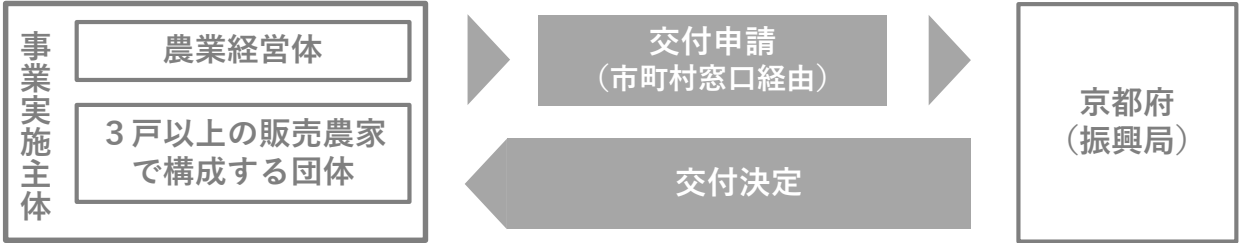
- (1) セーフティネット制度への加入
対象品目を対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
 - ① 農業保険制度（収入保険、水稻共済）
 - ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと

■留意事項

- ・ 多数により予算の上限を上回る場合は、補助率を下げたて交付します。
- ・ 補助対象は令和7年産対象品目に使用し、かつ令和7年4月1日から令和7年9月30日までに納品・実施されたものに限ります。

2 申請～交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定（事業着手（発注）は交付決定日以降）



3 申請締切

令和7年8月18日（月）から令和7年8月29日（金）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	お住いの市町村窓口
	京都府農林水産部農産課：075-414-4953 山城広域振興局農林商工部：0774-21-2392 南丹広域振興局農林商工部：0771-22-0371 中丹広域振興局農林商工部：0773-62-2743 丹後広域振興局農林商工部：0772-62-4305